

令和6年度総合防除全国キャラバン

【近畿ブロック】

①総合防除の推進に向けて

消費・安全局植物防疫課
防疫対策室 岡田 和秀

令和6年10月30日
農林水産省

1

本日お話する内容

- 総合防除について
 - 改正植物防疫法に基づく総合防除の推進
 - 総合防除基本指針・総合防除計画
 - 総合防除計画の概要
- 関係団体や研究機関との連携
- “みどり戦略”における化学農薬低減の目標、グリーンな栽培体系への転換サポート、改正食料・農業・農村基本法
- IPM推進のこれまでを振り返って
- 本日のキャラバンについて期待すること

1

2

なぜ今“総合防除”が必要なのか

植物防疫法改正の背景・趣旨

- ▶ 温暖化等の気候変動により、国内での病害虫の発生地域の拡大、発生量の増加、発生時期の早期化・終息時期の遅延が生じている。

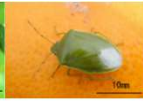
(例)



近年発生パターンが変化しているトビイロウンカ



近年発生量が増加している果樹カメムシ類（左からチャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ、クサギカメムシ）



- ▶ 化学合成農薬に依存した防除の結果、薬剤抵抗性を獲得した病害虫・雑草が顕在化し、十分な防除効果が得られない事例が発生。
- ▶ 令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目標として設定（持続的な食料システムの構築）。



化学農薬だけに頼らない総合的な防除の確立・普及が求められる



令和4年 植物防疫法を一部改正し、「総合防除」を規定
「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進

2

改正植物防疫法に基づく総合防除の考え方

総合防除とは

- 総合防除は、予防・判断・防除を組み合わせて、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫の発生を抑制する方法
- 総合防除は、IPM(総合的病害虫・雑草管理)と考え方は同じ

総合防除に必要な措置

予 防

病害虫が発生しにくい生産条件の整備

- ・ 健全種苗の使用
- ・ 病害虫の発生源（作物残渣等）の除去
- ・ 抵抗性品種の導入
- ・ 土壌の排水性改善
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理
- ・ 土づくり（堆肥、緑肥の活用等）
- ・ 輪作・間作・混作
- ・ 土着天敵を活用した予防
- ・ 防虫ネット、粘着板の設置
- ・ 土壌や培地の消毒
- ・ 化学農薬、フェロモン剤による予防（種子処理、育苗箱施用等）等

判 断

防除要否及びタイミングの判断

- ・ 発生予察情報の活用
- ・ 病害虫や天敵の発生状況の観察等



防 除

多様な防除方法を活用した防除

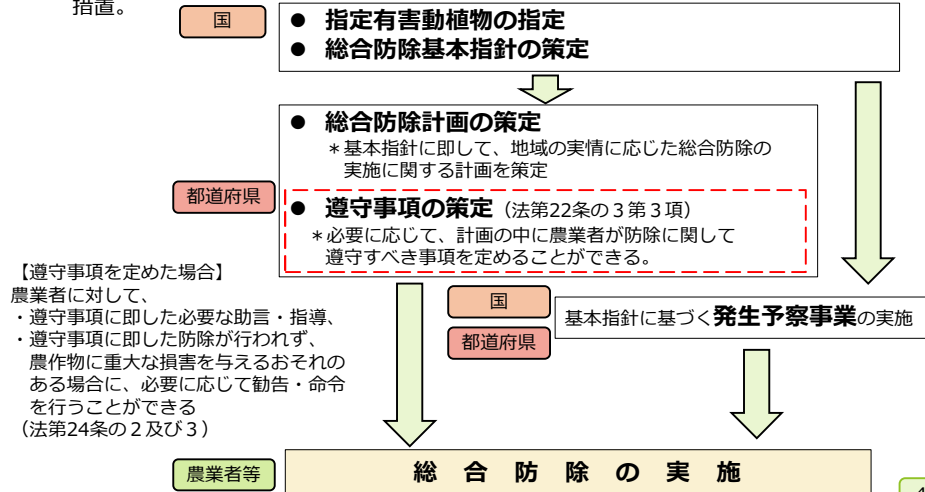
- <多様な防除資材の活用>
 - ・ 天敵（生物農薬）
 - ・ 紫外線（UV-B）ライト 等
- <適切な使用方法による防除>
 - ・ 化学農薬のローテーション散布
 - ・ ドローン等を活用したピンポイント防除
 - ・ 飛散防止ノズルの使用 等
- <その他の物理的防除>
 - ・ 被害を受けた葉、果実等の除去
 - ・ 機械除草 等

3

総合防除を推進する仕組み

「総合防除」を推進するための基本的な指針、計画の策定

- ✓ 都道府県知事が、当該計画において、農業者が遵守すべき事項を定めることができるよう措置。



4

5

総合防除基本指針

総合防除基本指針（国）（令和4年11月15日農林水産省告示第1862号で公表）

指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針

指針に定められている内容

- 1 指定有害動植物の総合防除の推進の意義及び基本的な方向
- 2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項
- 3 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延防止の方法に関し、農業者が遵守すべき事項※に関する基本的な事項
- 4 発生予察事業の対象とする指定有害動植物その他当該発生予察事業に関する事項
- 5 異常発生時の基準に関する事項
- 6 異常発生時の防除の内容に関する基本的な事項
- 7 その他の事項

※ 遵守事項を定めた場合、農業者に対して、「遵守事項に即した必要な助言・指導」や、「遵守事項に即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれのある場合に、必要に応じた勧告・命令」を行うことができる

5

6

総合防除計画

総合防除計画（都道府県）（令和6年4月1日までに全ての都道府県が策定・公表）

**総合防除基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、
指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画**

計画に定められている内容

- 1 指定有害動植物の**総合防除の実施に関する基本的な事項**
- 2 指定有害動植物の種類ごとの**総合防除の内容**
- 3 第二十四条第一項に規定する**異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項**
- 4 指定有害動植物の防除に係る**指導の実施体制**並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との**連携に関する事項**
- 5 その他必要な事項

※都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要があると認めるときは、総合防除計画に、有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が指定有害動植物の種類ごとの発生予防及び当該指定すべき事項（「遵守事項」）を定めることができる。

6

7

47都道府県の総合防除計画の概要

① 総合防除の内容を定めている有害動植物（指定有害動植物：157種類）

- （1）指定有害動植物：平均95.4種類が掲載（最大143種、最小42種）

47都道府県：イネミズゾウムシ、斑点米カメムシ類、いもち病

46都(道)府県：オオタバコガ、セジロウンカ、ばか苗病、紋枯病、もみ枯細菌病

45都府県：ハスモンヨトウ

44都道府県：ツマグロヨコバイ、ヒメトビウンカ、果樹カメムシ類、灰色かび病（トマト）、
葉かび病（トマト）（以下略）

- （2）指定外の有害動植物：

- ・ 現場指導の円滑化の観点から、指定外の有害動植物についても併せて総合防除の内容を定めている県が多い。
- ・ 水稲ではイネツトムシ（イチモンジセセリ）、野菜ではトマト青枯病やなすコナジラミ類、果樹ではブドウ黒とう病、かんきつカイガラムシ類など。

② 有機農業者への配慮を明記しているもの

- ・ 総合防除基本指針に準じて、複数の総合防除計画においても、有機農業者への配慮として、総合防除の内容や遵守事項、異常発生時の防除の項目に、有機農業者であっても継続して有機の農業生産に取り組むことができるよう、複数の選択肢が示されている。

③ その他に特記されている事項

発生予察情報の活用（予察情報の種類と内容）

農薬の適正使用、薬剤抵抗性対策、雑草対策、無人航空機利用 等

7

8

47都道府県の総合防除計画の概要

④ 遵守事項を定めている都道府県とその病害虫

法第22条の3第3項に基づく「遵守事項」の設定：6県

都道府県名	作物	指定有害動植物	遵守事項（概要）
青森県	りんご	モモシクイガ	・被害果の処分、袋掛けの実施、交信か乱剤の設置（予防に関する措置） ・被害果の処分、定期防除の実施、発生予察情報の活用（判断、防除に関する措置）
茨城県	さつまいも	基腐病	・県が実施する調査への協力 ・健全苗の使用 ・発生が疑われる症状が発生した場合の関係機関への連絡、発病株の抜き取り ・発生は場でのさつまいもの作付け禁止（2年間） ・発生は場から種いもを採取しない 等
千葉県			
愛媛県	かんきつ	ミカンバエ	・県が実施する調査への協力、伐採時の管理の徹底（放任園対策）、摘果、適正着果に努める（予防に関する措置） ・被害果の適切な処理、羽化時期～産卵期にかけての薬剤散布（判断、防除に関する措置）
佐賀県	水稻	トビロウカ いもち病	化学農薬による一斉防除、早期収穫（一般栽培の場合） 耕種的・物理的・生物的防除法の活用（有機栽培の場合） 等
	たまねぎ	べと病	化学農薬による一斉防除、作物残さの適切な処分（一般栽培の場合） 耕種的・物理的・生物的防除法の活用、有機JAS認証で使用可能な防除資材の活用、作物残さの適切な処分（有機栽培の場合）
長崎県	水稻	トビロウカ いもち病	農薬による一斉防除（共通）、適切な施肥（いもち病） 土着天敵の発生しやすい環境整備（トビロウカ）
	対象作物を 定めない	ハスモンヨトウ	農薬による一斉防除、被害株・作物残さの適切な処分等

8

9

関係団体や研究機関との連携

全国農業協同組合中央会（JAグループ環境調和型農業取組方針より抜粋）

昨今の気候変動の深刻化や社会的な環境問題への関心の高まり等を踏まえ、全てのJAで持続可能な農業の実現に向けた「環境調和型農業※」に取り組む。

※「農業の持続性確保の観点から、生産者の便益と食料安全保障を確保しつつ、自然環境への負荷の緩和と適応を図る農業」と定義したもの

全国農業協同組合連合会

化学農薬・肥料の使用量削減や温室効果ガス削減といった環境面だけでなく、これらに資する技術・資材導入による生産性向上や生産コスト等の経済的要素、さらには生産基盤の維持等の社会的要素を考慮し、体系化した「グリーンメニュー」を作成し、環境調和型農業への取組を進める。

クロップライフジャパン（NEW VISIONより抜粋）

- ① 日本と世界の食料安全保障、持続可能な農業に貢献
日本の農業生産性向上と農産物の輸出拡大、世界の農産物需要に対応した作物保護技術の提供
- ② 環境にやさしいイノベーションを推進
環境を守るための技術革新とカーボンニュートラルに取り組む
- ③ 安全の先にある安心な食生活を楽しめる社会を目指す
社会の信頼を確保するため、適正な農薬使用の推進と科学的な情報発信の実施

農研機構（中長期計画より一部内容を抜粋）

農業・食品産業分野において、食料自給力の向上、産業競争力、生産性の向上、環境保全の両立及び持続的な農業の実現に貢献することが求められていることから、アグリ・フードビジネス、スマート生産システム、アグリバイオシステム、ロボト農業システムを中心として研究開発に取り組む。

9

10

“みどり戦略”における化学農薬低減の目標 グリーンな栽培体系への転換サポート事業による支援

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI	2030年目標（中間目標）	2050年目標（最終目標）
化学農薬使用量（リスク換算）の低減	10%低減	50%低減

グリーンな栽培体系への転換サポート事業による総合防除技術の産地導入支援

- ・グリーンな栽培体系とは、化学農薬・肥料の低減や、温室効果ガスの削減に繋がる「**環境にやさしい栽培技術**」と、慣行に比べ「**省力化に資する技術**」を組み合わせた栽培体系のこと。
- ・技術を本格導入する前に、防除コストや効果、収量など、交付金を活用して実証することが可能。



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html>

- ・現在、令和4年度及び令和5年度に事業が終了した86件の取組について、栽培マニュアル及び産地戦略が公開されている。

10

改正食料・農業・農村基本法について

食料・農業・農村基本法とは

- ・農政の基本理念や政策の方向性を示す法律。
令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討が行われ、改正法が令和6年5月29日に成立、6月5日に公布・施行された。

（背景）

近年における世界の食糧需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、その他の食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等**を図る必要

第41条の新設について（総合防除に関する内容）

第3節 農業の持続的な発展に関する施策

（伝染性疾病等の発生予防等）

第41条 国は、家畜の伝染性疾病及び**植物に有害な動植物**が国内で発生及びまん延をした場合には、農業に著しい損害を生ずるおそれがあることに鑑み、その**発生の予防及びまん延の防止のために必要な施策を講ずるものとする。**

⇒基本法策定時との情勢の変化、環境保全や持続可能性をめぐる国際的な議論の進展

11

IPM推進のこれまで

年月	IPMの推進に関する主な内容
平成15年12月	「農林水産環境政策の基本方針」の策定
平成17年3月	「食料・農業・農村基本計画」の改定 →環境保全を重視した施策の展開を基本的指針に位置付け
〃 9月	「総合的病害虫管理・雑草管理（IPM実践指針）」の策定
平成26年4月～	日本型直接支払制度に基づく環境保全型農業直接支払い
平成17年～20年	IPM実践指標モデルの作成（水稻、キャベツ、りんご等）
令和3年5月	「みどりの食料システム戦略」策定
令和4年5月	植物防疫法の一部改正
令和4年11月	国による「総合防除基本指針」の策定
令和5年4月	「改正植物防疫法」の施行
令和5年度	都道府県による「総合防除計画」の策定
令和6年度中	IPM実践指針の見直し（予定）

交付金による技術実証、普及等の支援

12

13

キャラバンの開催趣旨・期待すること

病害虫や雑草の防除は、地域の農業生産の安定や農業の持続的な発展を支え、食料の安定供給の確保を図るために極めて重要であるが、気候変動や薬剤抵抗性の獲得を背景として、従来の対策では十分な防除効果が得られない事例が報告されており、化学農薬のみに依存しない、様々な手法を組み合わせた「総合防除（IPM）」の取組拡大が重要かつ急務となっている。

よって、本キャラバンで期待することとして

- 総合防除の普及推進を目的として、**各都道府県における方針や産地における具体的な取組事例、新規技術**について情報共有を図る。
- **IPM実践指針（平成17年9月策定）の改定**について、総合防除の普及拡大に向けた課題や対応策等を含め、忌憚のない意見効果を実施する。

13

14